

瀬戸市病児保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第10号

瀬戸市病児保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市病児保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（令和元年瀬戸市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用の許可等) 第5条 条例第8条の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、瀬戸市病児保育施設利用許可申請書（以下「申請書」という。）に瀬戸市病児保育施設利用診療情報提供書を添え、市長に提出しなければならない。 2及び3 <省略> <u>4 市長は、条例第9条の規定により病児保育施設の利用の許可をしないときは、瀬戸市病児保育施設利用不許可通知書を申請者に交付するものとする。</u>	(利用の許可等) 第5条 条例第8条の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、瀬戸市病児保育施設利用許可申請書（以下「申請書」という。）に瀬戸市病児保育施設利用連絡票を添え、市長に提出しなければならない。 2及び3 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。